

三原村地域防災計画

【 附属資料 】

《 資 料 目 次 》

資料	1	三原村防災会議条例	1
資料	2	三原村災害対策本部条例	2
資料	3	三原村情報収集・伝達図	3
資料	4—①	指定避難場所	4—1
	〃—②	指定避難場所 位置図	4—2
資料	5	防災関係機関連絡先（村関係機関、村外関係機関）	5
資料	6	災害協定（行政・公的機関）	6
資料	7	〃（福祉避難所、飲料・食料・量販店等）	7
資料	8	災害協定 加盟市町村等	8—1
	〃—①	四国西南サミット災害時相互応援協定（加盟市町村）	8—1
	〃—②	災害時における農業集落排水施設を管理する市町村の相互支援及び 復旧支援に関する協定（加盟市町村等）	8—2
資料	9	緊急避難路線一覧表	9

《 様 式 目 次 》

様式	1	自衛隊の災害派遣要請書	1
様式	2	自衛隊の撤収遣要請書	2
様式	3	自衛隊航空機の救急患者空輸要請書	3
様式	4	自衛隊航空機の救急患者空輸撤収要請書	4

資料1

三原村防災会議条例

昭和37年12月26日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三原村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三原村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 村長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 高知県知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 三原村の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 村の教育委員会の教育長
- (6) 村の消防長及び消防団長
- (7) 村長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

6 委員の定数は10人とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のあるものうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月26日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

・資料 2

三原村災害対策本部条例

昭和37年12月26日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、三原村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(雑則)

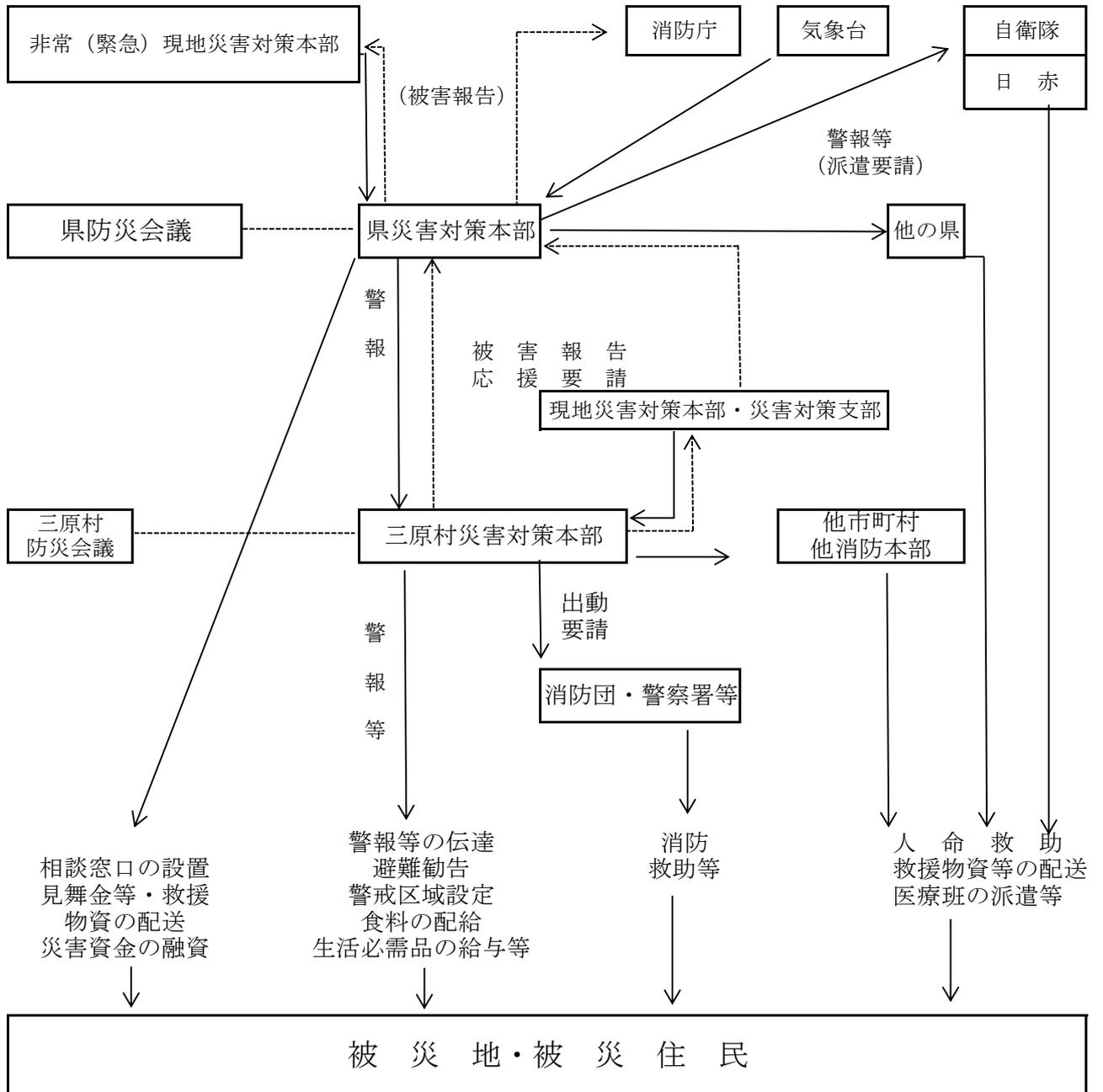
第3条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月26日から施行する。

・資料 3

三原村情報収集・伝達統図



・資料4—①

指定避難場所

(1) 一次的避難場所

三原村

	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	管 理 者	連絡先
1	下切 集会所	下切 584-3	82.70	27	区長	
2	亀ノ川 集会所	亀ノ川 367-1	99.56	33	区長	
3	広野 集会所	広野 929	100.36	33	区長	
4	柚ノ木 多目的集会所	柚ノ木 1243-3	195.20	65	区長	
5	宮ノ川 公会堂	宮ノ川 630-2	124.59	41	区長	
6	来栖野 集会所	来栖野 240-1	99.75	33	区長	
7	皆尾 集会所	皆尾 1351	99.33	33	区長	
8	芳井 集会所	芳井 185-123	72.76	24	区長	
9	下長谷 集会所	下長谷 1579-4	165.61	55	区長	
10	上下長谷 集会所	上下長谷 155-1	181.43	60	区長	
11	上長谷 集会所	上長谷 1727	185.10	61	区長	
12	狼内 集会所	狼内 452-2	69.56	23	区長	
13	成山 集会所	成山 362-8	105.35	35	区長	
14	星ヶ丘 集会所	宮ノ川 1271-8	108.30	36	区長	
計 14箇所			1,689.60	559		

(2) 二次的避難場所

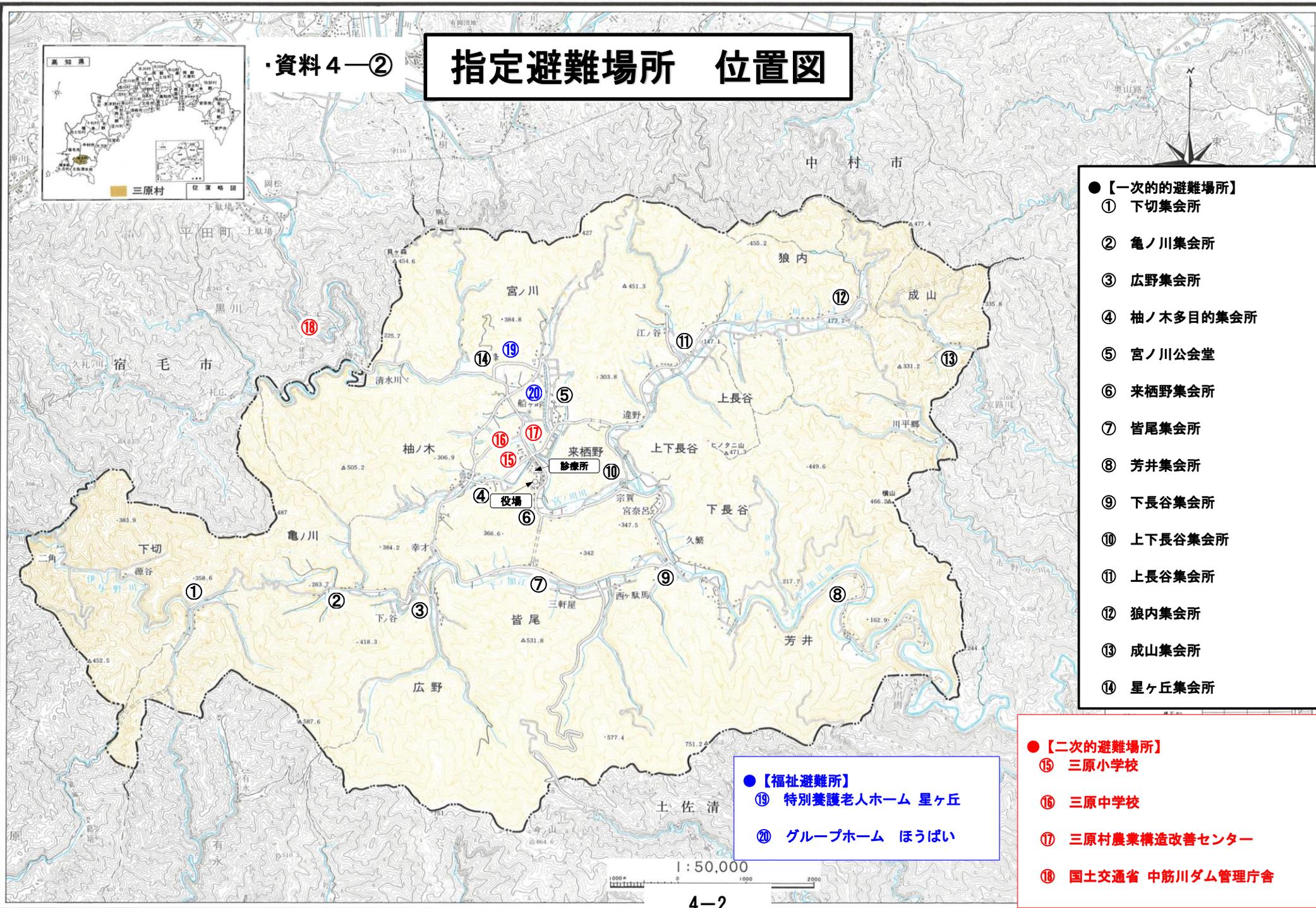
	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	管 理 者	連絡先
1	三原小学校	柚ノ木 47	509.00	169	三原村長	0880-46-2628
2	三原中学校	宮ノ川 1035	652.00	217	三原村長	0880-46-2301
3	三原村農業構造改善センター	宮ノ川 1130	626.00	208	三原村長	0880-46-2130
4	特別養護老人ホーム 星ヶ丘	宮ノ川 1271-10	275.00	30	構の木福祉会 理事長	0880-31-7800
5	国土交通省 中筋川ダム管理庁舎	宿毛市平田町黒川 5312-48	157.00	50	国土交通省 四国 地方整備局 中筋 川総合開発工事事 務所	0880-66-0142
計 5箇所			2,219.00	674		

合計 19箇所			3,908.60	1233		
---------	--	--	----------	------	--	--

(3) 福祉避難所

	名 称	所 在 地	協定日	収容可能人数 (人)	管 理 者	連絡先
1	特別養護老人ホーム 星ヶ丘	宮ノ川 1271-10	H26.6.1		構の木福祉会 理事長	0880-31-7800
2	グループホーム ほうばい	宮ノ川 1420-5	H26.6.1		愛生福祉会 理事長	0880-46-3330
計 2箇所						

指定避難場所 位置図



- 【一次的避難場所】
- ① 下切集会所
- ② 亀ノ川集会所
- ③ 広野集会所
- ④ 袖ノ木多目的集会所
- ⑤ 宮ノ川公会堂
- ⑥ 来栖野集会所
- ⑦ 皆尾集会所
- ⑧ 芳井集会所
- ⑨ 下長谷集会所
- ⑩ 上下長谷集会所
- ⑪ 上長谷集会所
- ⑫ 狼内集会所
- ⑬ 成山集会所
- ⑭ 星ヶ丘集会所

- 【福祉避難所】
- ⑮ 特別養護老人ホーム 星ヶ丘
- ⑯ グループホーム ほうばい

- 【二次的避難場所】
- ⑮ 三原小学校
- ⑯ 三原中学校
- ⑰ 三原村農業構造改善センター
- ⑱ 国土交通省 中筋川ダム管理庁舎

1:50,000

「この地図の作成に当たっては、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平11四復、第 250 号)」



「この地図の作成にあたっては、建設省国土地理院長の承諾を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平11四建、第 250 号)」

1	下切	集会所
2	亀ノ川	集会所
3	広野	集会所
4	柚ノ木	多目的集会所
5	宮ノ川	公会堂
6	来栖野	集会所
7	皆尾	集会所
8	芳井	集会所
9	下長谷	集会所
10	上下長谷	集会所
11	上長谷	集会所
12	狼内	集会所
13	成山	集会所
14	星ヶ丘	集会所
15	三原小学校	
16	三原中学校	
17	三原村農業構造改善センター	
18	国土交通省 中筋川ダム管理庁舎	
19	特別養護老人ホーム 星ヶ丘	
20	グループホーム ほうばい	

・資料5

防災関係機関連絡先

○村 関係機関

区分	部署名等	電話番号	設置場所
消防	幡多西部消防 三原分署	0880-46-2629	三原村来栖野346
役場 (本庁)	三原村役場 総務課 住民課 産業建設課	0880-46-2111	三原村来栖野346
(庁外)	三原村診療所	0880-46-2011	三原村来栖野479
	三原村福祉センター	0880-46-2140	三原村柚ノ木1007-1
	三原村農業構造改善センター	0880-46-2130	三原村宮ノ川1130
	三原村教育委員会	0880-46-2559	三原村来栖野346
保育所	三原村保育所	0880-46-2544	三原村宮ノ川1166
学校	三原村小学校	0880-46-2628	三原村柚ノ木47
	三原村中学校	0880-46-2301	三原村宮ノ川1035
交通機関	三原バスセンター	0880-46-2603	三原村来栖野346-2

○村外 関係機関

区分	部署名等	直通電話	災害時優先電話 (衛星携帯電話)	
高知県	高知県災害対策本部	088-823-111	(080-1995-7746)	
	防災行政無線： 庁内代表 ：専用電話代表 (専用FAX)	72-2180	(080-1990-5157)	
		80-620	(080-1991-6595)	
		80-640	(080-1991-4498)	
	危機管理・防災課	当直	088-823-9320	
			088-823-9699	
	南海トラフ地震対策課 企画調整担当	088-823-9798		
	消防政策課 広域消防担当	088-823-9098		
県防水本部		088-823-9837		
		088-823-9840		
幡多土木事務所	事務所	0880-34-5222	(090-8975-7272)	
	宿毛事務所	0880-63-2141		
幡多福祉保健所		0880-35-5979		
四国管区警察局	高知県情報通信部	088-822-0110		
警察	高知県警本部	088-826-0110		
	宿毛警察署	0880-63-0110	(080-2975-3603)	
	三原駐在所	0880-46-2110		
四国電力	中村支店	0880-34-6760	IP 050-8801-6762	
	宿毛お客様センター	0880-63-5074	IP 050-8801-6852	
NTT	NTT西日本高知支店	088-821-3466		
	NTT西日本-四国 高知事業部	088-837-0478		
気象庁	高知地方气象台	088-822-8881		
国土交通省	四国地方整備局 防災課	087-811-8310	087-811-2670 (090-4333-9912)	
	四国運輸局 高知運輸支局	088-832-1175		
	中村河川国道事務所	0880-34-7301	0880-34-7306 (080-8634-1811)	
	中筋川総合開発工事事務所	事務所長	0880-66-0142	0880-66-0143
		管理課長	0880-66-2501	0880-66-2501 (090-8973-1769)
	中筋川ダム管理庁舎	0880-66-2501		
総務省	四国総合通信局	089-936-5010		
防衛省	自衛隊高知地方協力本部	0880-35-3096		
交通機関	土佐くろしお鉄道	中村駅	0880-35-4961	
		宿毛駅	0880-63-6000	

・資料6

災害協定

1、災害協定（行政・公的機関等）

	相手方	締結日	協定名称		
		電話番号	協定内容	要請方法	備考
1	高知県内全市町村	H20. 1. 25	高知県内市町村災害時相互応援協定		
			・物資・資機材・車両等の提供 ・児童・生徒等の受入、職員の派遣	電話等 (後日、速やかに文書)	
2	高知県	H20. 7. 30	高知県消防防災ヘリコプター支援協定		
		088-823-9098	・災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプターの支援	電話等	県内全市町村と協定
3	四国西南サミット加盟市町村 別紙:資料8-①	H23. 5. 23	四国西南サミット災害時相互応援協定		
		資料8-①	・物資・資機材・車両等の提供 ・児童・生徒等の受入、職員の派遣	電話等 (後日、速やかに文書)	
4	国土交通省 四国地方整備局長	H23. 10. 26	災害時における情報交換及び支援に関する協定		
		087-811-8310	・被害状況の把握及び提供 ・情報連絡網の構築 ・災害応急措置 ・その他必要と認められる事項	電話等	
5	宿毛地区電気工業組合	H23. 12. 19	災害時における電気設備等の復旧に関する協定		
		0880-63-1531	・公共施設等における電気設備等の復旧復活など	電話等	
6	(社) 高知県薬剤師会幡多支社	H25. 4. 1	災害時の協力に関する協定		
		088-873-6429	・薬剤師の派遣 ・医薬品等の提供等	電話等	幡多6市町村と協定
7	四国電力(株)中村支店	H25. 6. 4	災害時の協力に関する協定		
		0880-34-6760	・官公署、医療機関、避難所等への電力設備の復旧	電話等	
8	高知県 高知県土地改良事業団体連合 高知県内17市町村 別紙:資料8-②	H26. 5. 26	災害時における農業集落排水施設を管理する市町村の相互支援及び復旧支援に関する協定		
		資料8-②	・被害状況の調査 ・応急対策及び復旧に係る検討 ・災害査定用設計書の作成 ・その他協議により定めるもの	電話等	
9	土佐清水市	H26. 7. 3	災害時被災児童等の受入に関する相互応援協定		
		0880-82-1111	・災害発生後の受入市村が可能な範囲で被災児童等の一時受入 ・受入市村が可能な範囲内で被災児童等を一時受入するための施設の提供	電話等	
10	西日本電信電話(株)高知支店	H27. 1	災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定		
		0888-804-0058	・官公署、医療機関、避難所等への電気通信設備等の復旧	電話等	

・資料 7

災害協定

2、災害協定（福祉避難所）

	相手方	締結日	協定名称		
		電話番号	協定内容	要請方法	備考
1	社会福祉法人 橋の木福祉会 特別養護老人ホーム 星ヶ丘	H26. 6. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営基準に関する協定		
		0880-31-7800	・福祉避難所での避難生活が必要であると判断したよう要援護者当について受入		
2	社会福祉法人 愛生福祉会 グループホーム ほうばい	H26. 6. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営基準に関する協定		
		0880-46-3330	・福祉避難所での避難生活が必要であると判断したよう要援護者当について受入		

3、災害協定（飲料・食料・量販店等）

	相手方	締結日	協定名称		
		電話番号	協定内容	要請方法	備考
1	四国コカ・コーラボトリング (株)	H19. 12. 1	災害時における救護物資の提供に関する協定		
		0880-66-1060	・地域貢献型自販機在庫製品 ・飲料水の優先的な安定供給	救護物資提供要請書 (緊急：口頭、電話等)	
2	(有) 日下部商店	H26. 10. 2	災害時における救護物資の提供に関する協定		
		0880-66-1060	・地域貢献型自販機在庫製品 ・飲料水の優先的な安定供給	救護物資提供要請書 (緊急：口頭、電話等)	

4、災害協定（資機材等）

	相手方	締結日	協定名称		
		電話番号	協定内容	要請方法	備考
1	宿毛地区建設協会	H18. 12. 25	災害時の応急対策活動協力に関する協定		
		0880-65-7755	①道路施設災害及びがけ崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び撤去 ②①に付随して発生する資機材等の輸送 ③その他必要とする業務	書面 (暇のない場合は、この限りでない)	
2	高知県西部舗装協会	H26. 6. 3	大規模災害発生時における支援活動に関する協定		
		0880-52-1521 (会長)	・被害状況の情報提供 ・障害物の除去及び応急復旧 その他、三原村長が必要とする業務	電話等	

四国西南サミット災害時相互応援協定

○加盟市町村

	市町村名	担当課	電話番号	F A X
1	四万十市	地震防災課	0880-35-2044	0880-35-5123
2	宿毛市	危機管理課	0880-63-0948	0880-63-6370
3	土佐清水市	危機管理課	0880-87-9077	0880-87-2882
4	大月町	危機管理課	0880-73-1140	0880-73-1380
5	三原村	総務課	0880-46-2111	0880-46-2114
6	黒潮町	情報防災課	0880-43-2188	0880-43-2788
7	宇和島市	危機管理課	0895-24-1111	0895-24-1121
8	八幡浜市	総務課	0894-22-3111	0894-24-0610
9	大洲市	危機管理課	0893-24-2111	0893-24-2122
10	西予市	危機管理課	0894-62-6491	0894-62-6514
11	内子町	総務課	0893-44-6150	0893-44-4300
12	松野町	総務課	0895-42-1111	0895-42-1119
13	鬼北町	総務課	0895-45-1117	0895-45-1118
14	愛南市	防災対策課	0895-72-0131	0895-72-1119

・資料 8—②

災害時における農業集落排水施設を管理する市町村の相互支援及び
復旧支援に関する協定

○加盟市町村等

	市町村名	担当課	電話番号	F A X
1	高知県	土木部 公園下水道課	088-823-9851	088-823-9036
2	高知県土地改良 事業団体連合会	事業課	088-823-5576	088-872-5046
3	高知市	春野地域振興課	088-894-4387 088-882-4538	088-894-2426
4	安芸市	上下水道課	0887-35-1018	0887-34-4014
5	南国市	上下水道局	088-880-6563	088-863-7663
6	土佐市	北原クリーンセンター	088-852-7610	088-852-1970
7	宿毛市	水道課	0880-63-1009	0880-63-3304
8	四万十市	上下水道課	0880-34-6129	0880-34-0381
9	香南市	上下水道課	0887-57-8512	0887-56-5313
10	香美市	上下水道課	0887-53-3110	0887-57-3051
11	土佐町	建設課	0887-82-0400	0887-70-1333
12	いの町	上下水道課	088-893-1161	088-893-0177
13	仁淀川町	町民課	0889-35-1088	0889-20-2116
14	中土佐町	町民環境課 (管理担当)	0889-52-2215	0889-52-2013
15	佐川町	産業建設課	0889-22-7712	0889-22-4950
16	梶原町	環境整備課	0889-65-1251	0889-40-2010
17	四万十町	上下水道課	0880-22-3119 0880-28-5294	0880-22-3123
18	三原村	産業建設課	0880-46-2111	0880-46-2114
19	黒潮町	農業振興課	0880-43-1888	0880-43-2788

・資料9-①

緊急避難路線一覧表

区分	路線番号	道路種別	路線名称	合計延長	橋梁
村道	0001	7	下切線(本線)	833.38	橋梁あり
村道	0002	8	下切線支1号線	56.34	橋梁あり
村道	0003	8	下中向ノ線	43.95	橋梁あり
村道	0004	8	小 里 線	512.52	
村道	0005	8	次 郎 谷 線	169.79	橋梁あり
村道	0006	8	亀ノ川線	691.27	
村道	0007	8	矢 野 谷 線	823.66	橋梁あり
村道	0008	8	下ノ谷線	307.10	橋梁あり
村道	0009	8	広野西ノ谷線	2,226.21	橋梁あり
村道	0010	7	広野東ノ谷線(本線)	1,524.43	橋梁あり
村道	0011	8	広野東ノ谷線支1号線	247.59	
村道	0012	8	広野東ノ谷線支2号線	55.56	
村道	0013	8	広野東ノ谷線支3号線	73.49	橋梁あり
村道	0014	7	広野菅尾線	870.16	橋梁あり
村道	0015	8	北 林 線	314.52	橋梁あり
村道	0016	6	皆尾線(本線)	3,886.04	橋梁あり
村道	0017	8	皆尾線支1号線	63.25	橋梁あり
村道	0018	8	皆尾線支2号線	92.35	
村道	0019	8	皆尾線支3号線	127.62	
村道	0020	8	皆尾線支4号線	160.42	
村道	0021	8	皆尾線支5号線	67.39	
村道	0022	8	皆尾線支6号線	120.18	
村道	0023	8	皆尾線支7号線	109.95	
村道	0024	8	西ヶ駄馬線(本線)	1,172.25	橋梁あり
村道	0025	8	西ヶ駄馬線支1号線	98.01	橋梁あり
村道	0026	8	中 切 線	95.69	橋梁あり
村道	0027	8	三 軒 屋 線	82.38	
村道	0028	8	今ノ山線	7,158.08	橋梁あり
村道	0029	6	中央線(本線)	2,682.77	橋梁あり
村道	0030	8	中央線支1号線	68.87	
村道	0031	8	中央線支2号線	130.55	
村道	0032	8	つづら谷線(本線)	365.27	
村道	0033	8	つづら谷線支1号線	94.34	橋梁あり
村道	0034	8	つづら谷線支2号線	55.83	橋梁あり
村道	0035	8	柚ノ木線	778.96	橋梁あり
村道	0036	8	東 奥 谷 線	352.72	
村道	0037	7	柚ノ木宮ノ川線	792.46	橋梁あり
村道	0038	8	小野駄馬線	417.24	
村道	0040	6	宮ノ川線(本線)	951.39	橋梁あり
村道	0041	8	宮ノ川線支1号線	366.39	
村道	0042	8	旧宮ノ川線(本線)	459.07	
村道	0043	8	旧宮ノ川線支1号線	275.16	
村道	0044	8	旧宮ノ川線支2号線	261.42	
村道	0045	8	中 屋 敷 線	666.38	橋梁あり
村道	0046	8	踊り駄馬線	411.15	橋梁あり
村道	0047	7	渡り上り線	434.57	橋梁あり
村道	0048	7	タカノス線	170.42	橋梁あり
村道	0049	8	ヒジリ山線	247.16	
村道	0050	8	江 越 線	1,251.35	橋梁あり
村道	0051	8	コ オ ド 線	209.64	
村道	0052	8	土居峰線(本線)	655.74	
村道	0054	6	熊 越 線	2,881.92	橋梁あり
村道	0055	8	清 水 川 線	59.51	橋梁あり
村道	0056	8	五社ノ森線	913.70	橋梁あり
村道	0057	8	来栖野線(本線)	848.18	橋梁あり
村道	0058	8	来栖野線支1号線	101.95	
村道	0059	8	来栖野線支2号線	40.45	
村道	0060	8	エンノダバ線	179.27	橋梁あり
村道	0061	8	桜ヶ谷線	819.79	橋梁あり
村道	0062	7	上下長谷線(本線)	1,438.16	橋梁あり
村道	0063	8	上下長谷線支1号線	107.36	橋梁あり
村道	0064	8	上下長谷線支2号線	161.85	橋梁あり
村道	0065	8	上下長谷線支3号線	109.68	
村道	0066	8	宮 奈 呂 線	315.26	
村道	0067	8	下 長 谷 線	809.82	橋梁あり
村道	0068	7	安ヶ市線	1,246.81	橋梁あり
村道	0069	8	藤ヶ駄馬線	1,686.37	橋梁あり
村道	0070	8	別 当 線	340.12	橋梁あり
村道	0071	8	芳 井 線	72.12	
村道	0072	8	七 木 谷 線	900.39	
村道	0073	7	江ノ谷線	3,489.05	橋梁あり
村道	0074	8	茶道線(本線)	320.35	橋梁あり
村道	0075	8	茶道線支1号線	403.24	橋梁あり
村道	0076	8	上長谷内線(本線)	3,258.45	橋梁あり
村道	0077	8	上長谷内線支1号線	174.03	橋梁あり
村道	0078	8	上長谷内線支2号線	200.16	橋梁あり
村道	0079	8	上長谷内線支3号線	200.73	橋梁あり
村道	0080	8	キワダ線	151.66	
村道	0081	8	小 徳 線	348.05	
村道	0082	8	向 谷 線	168.44	橋梁あり
村道	0083	8	狼 内 線	659.98	
村道	0084	8	川 平 郷 線	3,779.34	橋梁あり
村道	0085	8	土 屋 線	141.53	
村道	0086	8	サ ル カ ワ 線	698.98	
村道	0087	8	宮ノ川線支2号線	547.96	橋梁あり
村道	0088	8	柚ノ木線(本線)	841.47	橋梁あり
村道	0089	8	清水川～久礼ノ川線	3,971.45	橋梁あり
村道	0090	8	森ノ山線	132.80	
村道	0091	8	ツバキ山線	74.95	
村道	0092	8	星ヶ丘1号線	501.87	
村道	0093	8	星ヶ丘2号線	101.87	
村道	0094	8	星ヶ丘3号線	226.84	
村道	0095	8	星ヶ丘4号線	128.73	
村道	0096	8	星ヶ丘5号線	153.23	
村道	0097	8	星ヶ丘6号線	71.10	
村道	0098	8	星ヶ丘7号線	71.70	
村道	0099	8	星ヶ丘8号線	62.99	
村道	0100	8	星ヶ丘9号線	72.33	
村道	0101	8	星ヶ丘10号線	100.44	
村道	0102	8	星ヶ丘11号線	105.54	
村道	0104	8	芳井下長谷線	847.02	橋梁あり
村道	0105	8	亀ノ川下切線	32.42	
村道	0106	8	亀ノ川線(本線)	871.56	橋梁あり
村道	0107	8	亀ノ川下切線(本線)	2,194.78	

区分	路線番号	道路種別	路線名称	合計	橋梁
県道	1021		土佐清水宿毛線	15,704.00	橋梁あり
県道	1046		中村宿毛線	17,845.00	橋梁あり
県道	3344		宗呂中村線	7,632.00	橋梁あり
県道	3346		中村下ノ加江線	5,743.00	橋梁あり

・様式 1 自衛隊の災害派遣要請書

年 月 日

高知県知事 様

三原村長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を必要とする人員及び機材
- 4 派遣を必要とする区域及び活動内容
- 5 その他参考事項
 - (1) 連絡場所
 - (2) 連絡責任者
 - (3) 気象状況等
 - (4) その他

・様式2 自衛隊の撤収要請書

年 月 日

高知県知事 様

三原村長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

・様式3 自衛隊航空機の救急患者空輸要請書

年 月 日

高知県知事 様

三原村長 印

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣要請を依頼します。

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要する日時
- 3 派遣を要する場所及び搬送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者

氏 名	血液型	生年月日
-----	-----	------

- 5 同乗者（医師、親族）

氏 名	血液型	生年月日
-----	-----	------

氏 名	血液型	生年月日
-----	-----	------

- 6 その他
医療機材、特記事項等

・様式 4 自衛隊航空機の救急患者空輸撤収要請書

年 月 日

高知県知事 様

三原村長 印

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

年 月 日 時 分要請した航空機等の出動につ

いては

目的地（ ）へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請
を依頼します。

記

撤収日時